

夏季休業期間中利用説明会及び利用児童の募集

▼問合せ 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース ☎079 (446) 3635
 福祉グループ ☎079 (435) 2362

夏休み期間中の利用児童を次の通り募集します。

利用期間	7月21日(火)～8月31日(月) ※8月13日(木)～16日(日)は休み。	
	通常利用	延長利用(希望者のみ)
利用時間	8:00～18:00	18:00～19:00
利用料	18,500円	2,000円(月額)

※利用料は、利用日数に関わらず一括して7月末に納付してください。
 ※おやつ代、光熱水費、損害保険料などは別途必要です。
 ※兄弟で利用する場合や、生活保護世帯、単親世帯で町民税非課税世帯には、利用料金を減額する制度があります。

- ▼利用できる方 播磨町内の小学校に在学する小学生で、保護者が就労などのため、夏休み期間中の保育が必要な児童
- ▼申込日時 5月11日(月)～6月10日(水) 正午～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▼申込場所 各学童保育所で、利用申込書の配布と受け付けをします
- ▼利用申込書は、福祉グループでも配布しますが、提出は直接、各学童保育所へお願いします。
- ▼利用可能施設名称・募集予定人数
 ・播磨小学校学童保育所 9人程度
 ・播磨西小学校第二学童保育所 9人程度
- ※利用可能な学童保育所以外の校区に就学する児童も利用申込みは可能です。
- ▼利用の決定 学童保育所ご

とに審査を行い、後日結果を通知します。利用資格のある場合でも、定員の関係で利用できない場合があります

●利用希望者説明会
 希望者のみ。
 ▼日時 5月27日(水) 午後7時
 ▼場所 中央公民館視聴覚室
 ※一時保育あります。

学童保育所は、保護者が日中就労などのため家庭で保育できない子どもたちが生活する場所です。
 播磨町の学童保育所は、町が設置し指定管理者である特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペースが運営を行っています。

「平成27年度水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします

▶問合せ 浄水場 ☎079 (435) 5095 水道グループ ☎079 (435) 2379
 播磨町水道グループでは、お客様に安全で良質な水道水をお届けできるよう、定期的に水質検査を実施しています。

検査の種類	検査地点	項目	項目数	頻度
毎日検査	町内給水栓 5箇所 浄水場出口 2箇所	消毒効果、色、濁り、異臭味	4	1日1回
毎月検査	町内給水栓 5箇所 浄水場出口 1箇所	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン 有機物(TOC)、pH値、味、臭気 色度、濁度	9	月1回
全項目検査	町内給水栓 5箇所 浄水場出口 1箇所 浄水場入口 2箇所	水質基準項目 水道水が蛇口で満たさなければならない項目	51 (39)	年1回
水質管理目標 設定項目	町内給水栓 5箇所 浄水場出口 1箇所 浄水場入口 2箇所	水質管理目標設定項目 水質基準項目とされていないものの、水質管理上留意すべき項目	27	年1回

※検査地点は、宮西公園、新島中央公園、二子北公園、駅西公園、播磨苑公園の給水栓5箇所と第3浄水場、谷田水源地です。
 ※全項目検査のうち浄水場入口(原水)は39項目検査を行います。
 ※検査は、兵庫県加古川健康福祉事務所と登録検査機関に委託しています。

●水質検査計画の閲覧方法
 水質検査計画の詳細は、播磨町ホームページ、くらしのガイド、生活・環境「上水道」の水質検査計画でご覧いただけます。 URL http://www.town.harima.lg.jp/kurashi_seikatu_suido

年金

国民年金

学生納付特例制度があります!

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば一部の方(※1)を除き、国民年金第1号の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。

しかし、学生の方については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。この制度は本人の所得が一定基準以下(※2)の学生が対象となります。

- ※1 厚生年金保険加入者や共済組合加入者、その配偶者に扶養されている人
- ※2 118万円＋〔扶養親族等の数×38万円〕＋社会保険料控除等

老後の備え

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間などが25年以上必要です。学生納付特例が承認された期間は、この25年という受給資格期間に含まれません

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581
 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

が、老齢基礎年金の額を計算する期間には含まれません。しかし、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)することで年金額にも反映します。(承認を受けた年度の翌年から起算して3年度目以降に追納する場合は、猶予されていたときの保険料に一定の加算金がかかります)

もしもの時は

病気やケガで重い障害が残った時には、障害基礎年金の制度があります。しかし国民年金保険料の未納期間があると障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれるため万が一のときにも安全です。

学生納付特例申請

学生納付特例の申請期間は年度ごとの申請になります。新年度の保険料の学生納付特例申請は、毎年4月から申請が可能です。また、過去に

様々な播磨町公式広報をご活用ください

- ▶問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356
 播磨町から皆さまに大切なお知らせをお伝えする広報には、様々なものがあります。
- (1) 広報はりま 毎月24日発行
 町事業の広報のほか、教育広報、施設のイベント情報、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

- (2) 播磨町ホームページ <http://www.town.harima.lg.jp/>
 町事業の広報をタイムリーに公開。電子申請、各種様式のダウンロードなどに対応しています。

- (3) 播磨町フェイスブックページ <https://www.facebook.com/hyogo.harima>
 暮らしの情報やまちのホットな話題を、写真を添えてお届けします。

- (4) 東播磨ふれあいネット BAN-BANテレビ111チャンネル
 東播磨の2市2町の行政からの情報を集めた行政広報番組です。

- (5) 播磨町タウンインフォメーション FM BAN-BAN 86.9MHz
 軽快なトークのラジオ番組の中で、週ごとにイベント情報をお伝えします。

学生であった期間は、申請日の2年1ヵ月前の月分までの保険料について随時申請が可能です。

住民票を登録している市区町村役所・町村役場の国民年金担当窓口及び年金事務所に申請書を提出してください。

▼必要な添付書類
 ・基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)
 ・学生であることまたは学生であったことを証する書類(在学期間がわかる在学証明書)

たは学生証の写し) ▼対象となる学生
 学生納付特例という学生とは、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種専門学校については、修業年限が一年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。

承認期間と継続申請
 学生納付特例の承認期間は

年度ごと(4月から翌年3月まで)となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月の始めにはがき形式の学生納付特例申請書を送付されます。次年度も同じ学校などに在学される方は、このはがきに必要事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請が可能です。

なお、在学が変更になった場合にははがきによる申請はできず、新たに学生納付特例の申請をする必要があります。また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。